

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施します。

令和5年10月12日

社会福祉法人 宝樹 理事長 大野 裕久

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 社会福祉法人 宝樹 非常用発電機設置工事
- (2) 場所 千葉縣市原市有秋台東 2-4-10
- (3) 工事期限 契約締結の翌日から令和6年3月15日まで
- (4) 建設工事の種類 電気工事
- (5) 工事の概要 認知症対応型共同生活介護事業所 ニココットへの非常用発電機設置工事
DCA-60ESX 60kVA 新設 1台
上記に伴う、電気設備工事 一式
- (6) 予定価格等
本工事は、予定価格の事前公表対象案件であり、その額等は次のとおりである。
予定価格 8,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）
最低制限価格 設定あり（計算方法は市原市最低制限価格運用要領第4条による。）
- (7) 入札の方法
一般競争入札
- (8) 問い合わせ先
〒299-0112
千葉縣市原市畑木 246-2
社会福祉法人 宝樹 担当 池永 幸弘
電話番号 0436-60-3266 080-5098-5623
FAX番号 0436-63-1366
電子メールアドレス taiyoh.11.1@aa.alles.or.jp

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 市原市の令和3・4年度市原市入札参加資格者名簿（電気工事部門）に登載されている者のうち、地区区分が「市内」で、かつ、電気工事の登録がある者
- (2) 市原市の令和3・4年度入札参加資格審査における電気工事の等級格付がA又はBランクの者
- (3) 本市に技術者登録のある電気工事の主任技術者を配置できる者
- (4) 一般建設業又は特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (5) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (6) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規程のほか、次の各号に該当しない者。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 入札参加申請

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

- (1) 申請期間 令和5年10月13日午前9時00分から令和5年10月19日午後4時00分まで

(土日、祝祭日を除く)

- (2)提出先 上記1(8)に持参又は郵送(必着)
- (3)提出部数 2部
- (4)提出書類 ①競争参加資格確認申請書
②入札参加資格確認書類届出書(工事)
③建設業許可通知書の写し
④最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(経審)の写し
⑤配置予定主任(監理)技術者の国家資格又は監理技術者資格者証の写し
⑥公告の参加資格要件に該当する工事实績に係る書類(ア～ウ全て)
ア 工事实績を確認できる契約書の写し(発注者、案件名、契約金額等を記載の頁(変更契約を締結している場合は変更契約書の写しも必要))
イ 工事内容が確認できる書類(コリンズの工事カルテ又は設計書等)
ウ 工事完了が確認できる書類(竣工登録をしたコリンズの工事カルテ又は工事完成認定書等)
- (5)入札参加資格の確認結果通知
令和5年10月20日に電話にて直接担当者に連絡するとともに、同日付で入札参加資格確認結果通知書により通知(発送)する。

4. 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の配付等は、次のとおり行う。

(1)設計図書等の配付

入札参加資格が有ると認められた者に、入札参加資格確認結果通知書と併せて、令和5年10月20日に郵送により配付する。

(2)設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、社会福祉法人 宝樹あてに書面により提出すること。

- ① 提出期間 令和5年10月27日の午後4時まで(必着)
- ② 提出先 上記1(8)
- ③ 提出方法 書面(書式自由、ただし規格はA4判。)は、持参、郵送、FAX又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。
なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年10月30日の午後4時までに、すべての入札参加資格を有する者に電子メールにより行う。

5. 入札保証金 免除

6. 入札及び開札

入札及び開札は、市原市が定める入札約款に準じて、次のとおり行う。

(1)入札の執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとする。また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は不調とする

(2)入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和5年11月2日 午前10時30分(午前10時より受付開始)
- ② 場所 市原市姉崎2611 つぼみの森第二保育園 会議室

(3)入札書の提出方法

入札参加者は、上記(2)の日時及び場所において入札書を提出するものとする。

(4)入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(5)工事費内訳書の提出

- ① 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書は内訳明細の合計額を工事金額とし、値引きの項目は設けないこと。
- ② 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていること。
・入札参加者名、工事名及び工事場所。

- ・工事費の内訳となる各項目（内訳細目まで）に対応した数量、単位、単価及び金額。
- ③ 工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。
- ④ 次の各号に該当した場合、重大な不備があるものとして、入札を無効とする。
 - ・ 工事費内訳書の提出がない場合。
 - ・ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。
 - ・ 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。
 - ・ 工事費内訳書に押印が欠けている場合。
 - ・ 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。
 - ・ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。（以下、同じ。）。
 - ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。
 - ・ 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。
 - ・ 明らかに連合であると認められる入札
- ⑤ 落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、市原市契約規則第11条各号に該当した入札に違反した入札は、無効とする。

なお、競争参加資格確認通知書の通知後から本工事の開札日までの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた者の行った入札又は市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けた者の行った入札は無効とする。

(7) 入札の延期・取り止め

- ・ 入札参加者の連合・不穏な行動などの疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に 参加させず、または入札を延期、取りやめをする事がある。
- ・ 入札の執行に際して天変地変、新型コロナウイルス感染症の拡大等、やむを得ない事由が生じたときは入札を延期、もしくは取りやめることがある
- ・ 入札の延期、取りやめに伴い入札参加者等に発生した損害は、入札参加者等の負担とする

(8) その他

- ① 入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ② 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事場所を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。
- ③ 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表印を押印すること。
- ④ 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。
- ⑤ 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出すること。
- ⑥ 落札者は落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。

7. 配置予定技術者の確認

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

- (2) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

8. 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

9. 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。

契約書案は、設計図面及び仕様書と併せて、令和5年11月2日に郵送により配付する。

10. 契約保証金

原則として、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。なお、規則により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

11. その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

(4) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。

(5) 落札者は、「入札参加資格確認書類届出書」に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。

(6) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。

この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

(7) 500万円以上の工事を落札した場合は、建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を提出すること。

12. 問い合わせ先

〒299-0112

千葉県市原市畑木 246-2

社会福祉法人 宝樹 担当 池永 幸弘

電話番号 0436-60-3266 080-5098-5623

FAX番号 0436-63-1366

電子メールアドレス taiyoh.11.1-@aa.alles.or.jp